

成長を支える専門施設



保健福祉館の敷地内に建つこども発達支援センター

こども発達支援センターは、発達の遅れや障がいのある子どもの成長を、さまざまな方法で支援する施設です。医療的配慮に基づいた療育を行える施設を備え、子どもだけでなく、その保護者が抱える子育てについての悩みの相談にも応じます。

こども発達支援センターでは、成長や発達に遅れがあったり、心身に障がいがあったりする子どもに対する通所支援事業や、その保護者に対する相談支援事業を実施しています。

発達の遅れや障がいのある子どもが、集団生活に適応できるように、日常生活における基本動作の習得などを行っています。

通所支援事業

児童発達支援事業(予約制)

対象 Ⅱ 発達に遅れや心身に障がいのある就学前の子ども
 日時 Ⅱ 月々 金曜日 午前10時～午後3時

内容

・遊びや運動を通して基本的な生活習慣を習得させる保育

・理学・作業・音楽療法などの専門療育

・温水プールを利用した療育
 こども発達支援センターまでの交通手段がない人には、自宅近くから施設まで通園バスによる送迎を行います。

放課後等デイサービス(予約制)
 対象 Ⅱ 発達に遅れや心身に障がいのある18歳までの学生

日時 Ⅱ 月々 金曜日 午前8時30分～10時、午後3時～5時

内容

・理学・作業療法の専門療育
 ・温水プールを利用した療育
 ・言語指導(療育手帳を持っている、特別支援学校に通学していない小学2年生までの子ども)

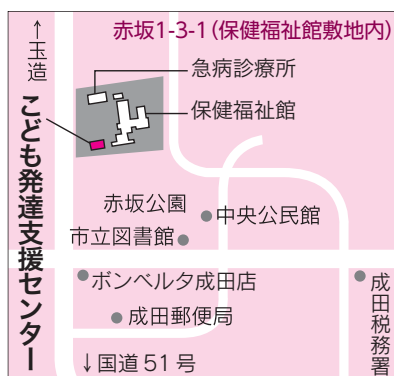
こども発達支援センターを利用するには、障がい者福祉課(市役所議会棟1階)で発行する通所受給者証が必要です。希望者は見学することもできます。

理学療法室・作業療法室を新設

市では、こども発達支援センターに理学療法室・作業療法室を新たに設置しました。これによって、より充実した環境で専門療育を受けられるようになりました。



遊具を使い体の発達を促す



「子どもの発達が遅れているのではない」「友だちに関心を示さず落ち着きがない」「手足や体の動きが気になる」などの心配がありましたら、こども発達支援センター(☎26・9918)に気軽に相談してください。専門家がアドバイザーを行います。

※くわしくは障がい者福祉課(☎20・1539)または、こども発達支援センターへ。

相談支援事業